

○国土交通省令第 号

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第三項及び第五項、第十二条、第二十六条の八、第二十六条の十第二項、第二十六条の十六、第二十七条の十八第二項、第二十七条の二十七第一項、第二十七条の二十九第三項並びに第四十条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業

を

左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業

に

改める。

第四条第一項第五号中「並びに相談役及び顧問」を削る。

第七条の三第二号の表とび・土工事業の項下欄に次の一号を加える。

六 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

第七条の三第二号の表電気工事業の項中「第七条の十九、第七条の二十及び第七条の二十二において準用する第七条の五」を「次条から第七条の六まで」に改め、同表は装工事業の項中「ほ装工事業」を「舗装工事業」に改め、同表に次のように加える。

解体工事業

解体工事業

一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者

二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者

- 三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後解体工事に関し三年以上の実務経験を有する者
- 四 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事試験」という。）に合格した者
- 五 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者
- 六 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者
- 七 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

第七条の四第一項中「第四号」の下に「、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第四

号」を、「の登録」の下に「（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）」を加え、「登録地すべり防止工事試験の実施」を「それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験（以下「登録技術試験」という。）の実施」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第二項中「前条第二号の表とび・土工事業の項第四号の」を削り、「（以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「登録地すべり防止工事試験事務申請者」を「登録技術試験事務申請者」に改め、同項第二号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第三号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第四号中「登録地すべり防止工事試験委員」を「登録技術試験委員」に、「同号イ又はロ」を「同号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロ」に改め、同項に次の一号を加える。

五 申請に係る試験の種目

第七条の四第三項第三号中「登録地すべり防止工事試験委員」を「登録技術試験委員」に、「第七条の六第一項第二号イ又はロ」を「第七条の六第一項第二号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロ」に改め、同項第四号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項第五号中「登録地すべり防止工事試験事務申請者」を「登録技術試験事務申請者」に改める。

第七條の五中「第七條の十五」を「登録を受けようとする試験と種目を同じくする試験について第七條の十五」に改め、「第七條の三第二号の表とび・土工事業の項第四号の」を削り、同条第三号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七條の六第一項第一号中「上欄」を「第一欄」に改め、「掲げる」の下に「種目に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる」を加え、同項第二号中「いずれかに該当する者」を「表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者」に改め、同号イ及びびロを削り、同号に次の表を加える。

<p>地すべり防 止工事</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者</p> <p>ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>
<p>計装</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において計測制</p>

」に改め、同項に次の一号を加える。

五 登録に係る試験の種目

第七条の七第一項中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削る。

第七条の八の見出し中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次の表の第一欄に掲げる種目ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

種目	科目	内容	時間
地すべり 防止工事	一 地すべり一般知識 に関する科目 二 地すべり関係法令 に関する科目	砂防学、地すべり学、土質力学、構造力学、地形・地質学及び地下水学に関する事項 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項	四時間 三十分

					計装			
五 計装設備設計図に 関する科目	四 計装設備計画に 関する科目	三 計装関係法令に 関する科目	二 計装設備及び施 工管理に関する 科目	一 計装一般知識に 関する科目	五 地すべり対策施 設設計に関する 科目	四 地すべり対策計 画に関する科目	三 地すべり調査に 関する科目	
の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項	の作成に関する事項
					八時間			

		解体工事		
	一	解体工事の關係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）その他關係法令に関する事項	三時間 三十分
	二	土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項	
	三	解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
	四	解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	
	五	解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項	
	六	解体工事の実務に関する科目	解体工事の実務に関する事項	

第七条の八第二号から第四号までの規定中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同条第五号中「登録地すべり防止工事試験に」を「登録技術試験に」に、「登録地すべり防止工

事試験合格証明書」を「登録技術試験合格証明書」に改める。

第七条の九中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。

第七条の十中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第三号中「登録地すべり防止工事試験の」を「登録技術試験の」に改め、同条第四号及び第五号中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同条第六号中「登録地すべり防止工事試験委員」を「登録技術試験委員」に改め、同条第七号及び第八号中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同条第九号中「登録地すべり防止工事試験合格証明書」を「登録技術試験合格証明書」に改める。

第七条の十一の見出し中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十二第一項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同条第二項中「登録地すべり防止工事試験を」を「登録技術試験を」に、「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。

第七条の十三中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験が」を「登録技術試験が」に改める。

第七条の十四中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十五中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第六号中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削る。

第七条の十六第一項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験に」を「登録技術試験に」に改め、同条第二項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同条第三項中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同条第四項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に、「登録地すべり防止工事試験を」を「登録技術試験を」に改め、同項第一号及び第二号中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改める。

第七条の十七中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に、「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。

第七条の十八第一号中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、同条第四号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。

第七条の十九から第七条の二十二までを削る。

第十条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第十七号」に改める。

第十七条の六第七号中「に対して、別記様式第二十五号の三による修了証を交付すること」を「法第二十七条の十八第一項に規定する資格者証（修了者が資格者証の交付を受けていない場合にあつては、別記様式第二十五号の三によるラベル）に修了した旨を記載すること」に改める。

第十七条の七第九号中「修了証の交付」を「修了した旨の記載」に改める。

第十七条の十一第一項第四号中「修了証の交付の」を「修了した旨を記載した」に、「修了証番号」を「修了番号」に改める。

第十七条の三十第一項に次の一号を加える。

九 交付を受ける者が法第二十六条第四項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

第十八条の七の表第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十五第六号、第七条の十八第一号の項を次のように改める。

第七条の五

登録を

第十八条の三第三項第二号口の登録を

第十八条の七の表第七条の五第三号、第七条の十、第七条の十一（見出しを含む。）、第七条の十四、第七条の十五、第七条の十六第三項、第七条の十七、第七条の十八第四号の項中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条の七第一項、第七条の十五 登録

第十八条の三第三項第二号口の登録

第六号、第七条の十八第一号

第十八条の七の表第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項及び第二項、第七条の十三から第七条の十七までの項中「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、同表第七条の十第三号の項及び第七条の十第四号、第五号、第七号及び第八号、第七条の十六第四項各号の項中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改め、同表第七条の十第六号の項中「登録地すべり防止工事試験委員」を「登録技術試験委員」に改め、同表第七条の十第九号の項中「登録地すべり防止工事試験合格証明書」を「登録技術試験合格証明書」に改め、同表第七条の十二第二項、第七条の十六第四項の項、第七条の十三の項及び第七条の十六第一項の項中「登録地すべり防止工事試験」を「登録技術試験」に改める。

第二十六条第二項第三号イ中「監理技術者の」を「主任技術者又は監理技術者の」に改め、「有する」の下に「主任技術者資格又は」を加える。

第二十九条第十六号の二中「登録地すべり防止工事試験実施機関、登録計装試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改め、「第七条の二十二及び」及び「、第七条の十九第二項、第七条の二十第一項」を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号記載要領6中「~~新築~~建設工事業（~~新~~）」を「清掃施設工事業（清）」に改め、同様に改め、同様

式別紙一を次のように改める。

別記様式第一号別紙二（1）を次のように改める。

別記様式第一号別紙二（1）記載要領3中「清掃施設工事業（清）」を「清掃施設工事業（清）解体工事業（解）」に改める。

別記様式第一号別紙四記載要領1中「清掃施設工事（清）」を「清掃施設工事（清）解体工事（解）」に改める。

別記様式第八号記載要領7中「~~新設工事~~」を「~~新設工事~~」に改める。
別記様式第十一号の二を次のように改める。

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

区 分 項 番 (1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除)

大臣知事コード

許可番号 国土交通大臣知事許可(特-)第 号 平成 年 月 日

許可年月日

記

氏名	項番	(フリガナ)																	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕		
	フリガナ																		生年月日 <input type="text" value="15"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="20"/> 日		
	フリガナ	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																			
	今後担当できる建設工事の種類 (建設業法第15条第2号ロ又はハ関係)	7	4																		
	既提出の一覧表における建設工事の種類																				
有資格区分	7	5	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>																		
氏名	項番	(フリガナ)																	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕		
	フリガナ																		生年月日 <input type="text" value="15"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="20"/> 日		
	フリガナ	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																			
	今後担当できる建設工事の種類 (建設業法第15条第2号ロ又はハ関係)	7	4																		
	既提出の一覧表における建設工事の種類																				
有資格区分	7	5	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>																		
氏名	項番	(フリガナ)																	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕		
	フリガナ																		生年月日 <input type="text" value="15"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="20"/> 日		
	フリガナ	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																			
	今後担当できる建設工事の種類 (建設業法第15条第2号ロ又はハ関係)	7	4																		
	既提出の一覧表における建設工事の種類																				
有資格区分	7	5	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>																		
氏名	項番	(フリガナ)																	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕		
	フリガナ																		生年月日 <input type="text" value="15"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="18"/> <input type="text" value="20"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="20"/> 日		
	フリガナ	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																			
	今後担当できる建設工事の種類 (建設業法第15条第2号ロ又はハ関係)	7	4																		
	既提出の一覧表における建設工事の種類																				
有資格区分	7	5	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="11"/> <input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="17"/>																		

別記様式第十一の二記載要領7中「~~建設工事~~」を

「~~解体工事~~」

に改める。

「~~解体工事~~」

別記様式第十二号記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

別記様式第十三号中「~~場所~~」を「~~住所~~」に改める。

別記様式第二十号の三を次のように改める。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

許可番号 国土交通大臣許可（一般特—）第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

許可年月日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

別記様式第二十号の三記載要領8を同様式記載要領12とし、同様式記載要領1から同様式記載要領7までを4ずつ繰り下げ、同様式記載要領5の前に次のように加える。

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、
届出者」
の「届出者」を消すとともに、「保険加入の

有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。

(2) 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合

「申請者
この場合、「(2)」を○で囲み、
「申請者」を消すとともに、「保険加入の

届出者」

有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

- 2 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」とい

う。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

「地方整備局長

「国土交通大臣

「般

- 3 北海道開発局長 及び 知事」 特」 知事」 知事」

知事」

- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

「登録地すべり防止工事試験の名称」や「登録技術試験の名称」及び「第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第四号の登録地すべり防止工事試験」や「第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、（登録試験の種類）」及び「登録地すべり防止工事試験の合格年月日」
や「（登録技術試験の名称）の合格年月日」及び「登録地すべり防止工事試験実施機関」や「登録技

「~~試験実施要領~~」に改める。

様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第二十二号 削除

様式第二十二号の二第二面を次のように改める。

別記様式第二十二号の二記載要領21中「清掃施設工事業（清）」を「清掃施設工事業（清）（解）」に改める。

別紙様式第二十二号の三中「第1号」を「第13号」に改め、同様式記載要領1（5）中「第1号」を「第13号」に、同様式記載要領7中「清掃施設工事業（清）」を「清掃施設工事業（清）（解）」に改める。

別記様式第二十二号の四を次のように改める。

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者 _____ 印

届出の区分 項番 3
5 4 (1. 全部の業種の廃業)
2. 一部の業種の廃業)

大臣 知事 コード 3
許可番号 5 5 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 号 平成 11 年 13 月 15 日

記

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
2. 特定)

行政庁側記入欄 整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 平成 3 年 5 月 7 日

【備考】

廃業等の年月日 平成 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

別記様式第二十二号の四記載要領6中「清掃施設工事業（清）」を「清掃施設工事業（清）解体工事業（解）」に改める。

別記様式第二十五号の三を次のように改める。

様式第二十五号の三（第十七条の三十関係）

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

別記様式第二十五号の四を次のように改める。

資格者証交付申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣

殿

指定資格者証交付機関代表者

(写真)
資格者証用写真
1枚を全面のり
付けする。
縦3.0センチメートル
横2.4センチメートル

1. 申請区分

(該当する区分に○印
を付けてください。)

Table with 3 columns: 新規, 追加, 更新

2. 既資格者証

交付番号 有効期限
第 [] 号 平成 年 月 日

3. 申請者氏名

フリガナ

氏名 フリガナ [] 氏名 []

4. 生年月日

元号

[] 年 [] 月 [] 日
(1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成)

5. 本 籍

都道府県コード [] 都・道・府・県 []

6. 住 所

都道府県コード [] 市区町村名・街区符号・住居番号等 []

郵便番号

[] - [] 電話番号 []

7. 所属建設業者

商号又は名称

[]

許可番号

大臣・知事 国土交通大臣 許可(般 - 特) 第 [] 号

電話番号

[]

8. 監理技術者資格

(1) 区分 [] 番号 [] 号 (2) 区分 [] 番号 [] 号
(3) 区分 [] 番号 [] 号 (4) 区分 [] 番号 [] 号
(5) 区分 [] 番号 [] 号 (6) 区分 [] 番号 [] 号
(7) 区分 [] 番号 [] 号 (8) 区分 [] 番号 [] 号
(9) 区分 [] 番号 [] 号 (10) 区分 [] 番号 [] 号

9. 監理技術者講習修了履歴 (修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 第 [] - [] 号 修了年月日 平成 [] 年 [] 月 [] 日

10. 受付番号 [] 受付場所 [] 受付日 平成 [] 年 [] 月 [] 日

別記様式第二十五号の四記載要領10中「28」を「28」に、「清掃施設工事」を「清掃施設工事
解体工事」に「29」に「清掃施設工事」を「解体工事」に

改め、同様式記載要領に次のように加える。

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のコラムには、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のもの修了番号を記入すること。

別記様式第二十五号の五を次のように改める。

様式第二十五号の五（第十七条の三十関係）

（表面）

53.92ミリメートル以上	氏名	年 月 日生	本籍
	住所		
写真	初回交付	年 月 日	交付
	年 月 日	年 月 日	
	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証		
	平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所属建設業者		許可番号	
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解		
有・無			

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

（裏面）

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 磁気ストライプを埋め込むこと。

別記様式第二十五号の六記載要領10中「28」を「28」に、「清掃施設工事」を「清掃施設工事」に改める。

別記様式第二十五号の七を次のように改める。

「28」に、「清掃施設工事」を「清掃施設工事」に
「29」に、「清掃施設工事」を「清掃施設工事」に

別記様式第二十五号の七記載要領に次のように加える。

8 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のコラムには、過去5年以内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のもの修了番号を記入すること。

別記様式第二十五号の十一を次のように改める。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

Administrative side entry table with columns for application date, request date, and registration number.

Main application form with numbered items (01-16) for applicant details, permit information, and business data.

別記様式第二十五号の十一記載要領18中「清掃施設工事業（清）」を
「清掃施設工事業（清）」
解体工事業（解）」
に
改める。

別記様式第二十五号の十一別紙一記載要領4の次に次のように加える。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事業の経
営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置
）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及
び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても
同様とする。

「280」 「清掃施
別記様式第二十五号の十一別紙一記載要領4中「280」を 290 にし「清掃施設工事」を 解体工
300」 とび・

設工事
に改める。

土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」
別記様式第二十五号の十一別紙二記載要領6中「記入すること。」のとび「なお、平成28年6月1

日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業・解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業・解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。」や「28」や「29」及び「清掃施設工事」の技術職員として、それぞれ審査される。」や「28」や「29」及び「清掃施設工事」の技術職員として、それぞれ審査される。」

「28
29
99」

「清掃施設工事
設工事」及び「解体工事」

とび・土工事業・解体工事（経過措置）」
とび・土工事業・解体工事（経過措置）」

別記様式第二十五号の十二を次のように改める。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可 ー 号
平成 年 月 日
審査基準日

電話 番号
資本金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政庁 記入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)
			年平均	評点(X ₁)	技術職員数					
					元請完成工事高年平均	一級(講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	建築一式									
	大工									
	左官									
	とび・土工・コンクリート									
	法面処理									
	石									
	屋根									
	電気									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	銅構造物									
	鋼橋上									
	鉄筋									
	ほ									
	しゅんせつ									
	板金									
	ガラス									
	塗装									
	防水									
	内装仕上									
	機械器具設置									
	熱絶縁									
	電気通信									
	造園									
	さく									
	建具									
	水道施設									
	消防施設									
	清掃施設									
	解体									
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)									
	その他									
	合計									

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 X		
利益額		
評点 (X ₂)		

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
評点 (W)		

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評点		(Y)	
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)					
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)					

[金額単位：千円]

別表(二)を次のように改める。

(別表)(二)

コード	資格区分
-----	------

01	法第7条第2号イ該当
02	法第7条第2号ロ該当
03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

建設業法	11	一級建設機械施工技士
	1A	" (附則第4条該当)
	12	二級 " (第1種～第6種)
	1B	" (第1種～第6種)(附則第4条該当)
	13	一級土木施工管理技士
	1C	" (附則第4条該当)
	14	二級 " (土木)
	1D	" (土木)(附則第4条該当)
	15	" (鋼構造物塗装)
	16	" (薬液注入)
	1E	" (薬液注入)(附則第4条該当)
	20	一級建築施工管理技士
	2A	" (附則第4条該当)
	21	二級 " (建築)
	22	" (躯体)
	2B	" (躯体)(附則第4条該当)
	23	" (仕上げ)
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 "
	29	二級管工事施工管理技士
30	二級 "	
33	二級造園施工管理技士	
34	二級 "	

建築士法	37	一級建築士
	38	二級 "
	39	木造 "

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)
	4A	" (附則第4条該当)
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)
	4B	" (附則第4条該当)
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)
	4C	" (附則第4条該当)
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)
	45	機械・総合技術監理(機械)
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)
	4D	" (附則第4条該当)
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)
	5A	" (附則第4条該当)
52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	

電気工事士法 電気事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年

電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年
---------	----	-----------	----

水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
-----	----	-------------	----

消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	

職業能力開発促進法

71	建築大工(1級)	
	" (2級)	3年
64	型枠施工(1級)	
	" (2級)	3年
6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
72	左官(1級)	
	" (2級)	3年
57	とび・とび工(1級)	
	" (2級)	3年
5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
73	コンクリート圧送施工(1級)	
	" (2級)	3年
7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
66	ウェルポイント施工(1級)	
	" (2級)	3年
6C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
	" (2級)(附則第4条該当)	3年
74	冷凍空調和機器施工・空調設備配管(1級)	
	" " (2級)	3年
75	給排水衛生設備配管(1級)	
	" (2級)	3年
76	配管・配管工(1級)	
	" " (2級)	3年
70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
	" (2級)	3年
77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
	" " (2級)	3年
78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
	" " (2級)	3年
79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
	" " (2級)	3年
80	石工・石材施工・石積み(1級)	
	" " " (2級)	3年
81	鉄工・製罐(1級)	
	" " (2級)	3年
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
	" " (2級)	3年
83	工場板金(1級)	
	" (2級)	3年
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
	" " " (2級)	3年
85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
	" " " (2級)	3年
86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
	" " (2級)	3年
87	ガラス施工(1級)	
	" (2級)	3年
88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
	" " " (2級)	3年
89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
	" " (2級)	3年
90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
	" " (2級)	3年
91	噴霧塗装(1級)	
	" (2級)	3年
67	路面標示施工	
92	畳製作・畳工(1級)	
	" " (2級)	3年
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
	" " " " " " " (2級)	3年
94	熱絶縁施工(1級)	
	" (2級)	3年
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
	" " " " " (2級)	3年
96	造園(1級)	
	" (2級)	3年
97	防水施工(1級)	
	" (2級)	3年
98	さく井(1級)	
	" (2級)	3年

61	地すべり防止工事	1年
6A	" (附則第4条該当)	1年
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
99	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表(四)を次のように改める。

(別表)(四)

コード	資格区分		
001	法第7条第2号イ該当		
002	法第7条第2号ロ該当		
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)		
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)		
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	11A	“(附則第4条該当)	
	212	二級 “ (第1種～第6種)	
	21B	“(第1種～第6種)(附則第4条該当)	
	113	一級土木施工管理技士	
	11C	“(附則第4条該当)	
	214	二級 “ (土木)	
	21D	“(土木)(附則第4条該当)	
	215	“(鋼構造物塗装)	
	216	“(薬液注入)	
	21E	“(薬液注入)(附則第4条該当)	
	120	一級建築施工管理技士	
	12A	“(附則第4条該当)	
	221	二級 “ (建築)	
	222	“(躯体)	
	22B	“(躯体)(附則第4条該当)	
	223	“(仕上げ)	
	127	一級電気工事施工管理技士	
	228	二級 “	
	129	一級管工事施工管理技士	
	230	二級 “	
	133	一級造園施工管理技士	
	234	二級 “	
	建築士法	137	一級建築士
238		二級 “	
239		木造 “	
技士法	141	建設・総合技術監理(建設)	
	14A	“(附則第4条該当)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	14B	“(附則第4条該当)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	14C	“(附則第4条該当)	
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	145	機械・総合技術監理(機械)	
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	14D	“(附則第4条該当)	
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	15A	“(附則第4条該当)	
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 “	3年
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種 “	

職業能力開発促進法

171	建築大工(1級)	
271	" (2級)	3年
164	型枠施工(1級)	
264	" (2級)	3年
16B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
26B	" (2級)(附則第4条該当)	3年
172	左官(1級)	
272	" (2級)	3年
157	とび・とび工(1級)	
257	" (2級)	3年
15B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
25B	" (2級)(附則第4条該当)	3年
173	コンクリート圧送施工(1級)	
273	" (2級)	3年
17A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
27A	" (2級)(附則第4条該当)	3年
166	ウェルポイント施工(1級)	
266	" (2級)	3年
16C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
26C	" (2級)(附則第4条該当)	3年
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)	
274	" " (2級)	3年
175	給排水衛生設備配管(1級)	
275	" (2級)	3年
176	配管・配管工(1級)	
276	" " (2級)	3年
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
270	" (2級)	3年
177	タイル張り・タイル張り工(1級)	
277	" " (2級)	3年
178	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
278	" " (2級)	3年
179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
279	" " (2級)	3年
180	石工・石材施工・石積み(1級)	
280	" " " (2級)	3年
181	鉄工・製罐(1級)	
281	" " (2級)	3年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
282	" " (2級)	3年
183	工場板金(1級)	
283	" (2級)	3年
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
284	" " " (2級)	3年
185	板金・板金工・打出し板金(1級)	
285	" " " (2級)	3年
186	かわらぶき・スレート施工(1級)	
286	" " (2級)	3年
187	ガラス施工(1級)	
287	" (2級)	3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
288	" " " (2級)	3年
189	建築塗装・建築塗装工(1級)	
289	" " (2級)	3年
190	金属塗装・金属塗装工(1級)	
290	" " (2級)	3年
191	噴霧塗装(1級)	
291	" (2級)	3年
167	路面標示施工	
192	畳製作・畳工(1級)	
292	" " (2級)	3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
293	" " " " " " " (2級)	3年
194	熱絶縁施工(1級)	
294	" (2級)	3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
295	" " " " " (2級)	3年
196	造園(1級)	
296	" (2級)	3年
197	防水施工(1級)	
297	" (2級)	3年
198	さく井(1級)	
298	" (2級)	3年

061	地すべり防止工事	1年
06A	" (附則第4条該当)	1年
062	建築設備士	1年
063	計装	1年
060	解体工事	
064	基幹技能士	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表(五)中		「		」を		「	
328	清掃施設工事業	」	428	清掃施設工事業	」	328	清掃施設工事業
						329	解体工事業

「	」	」	「	」	「	」
			428	清掃施設工事業		4
						4

28	清掃施設工事業	」	」	「	528	清掃施設工事業	」
29	解体工事業	」	」				

「	」を	528	清掃施設工事業	」	529	解体工事業	」	に改める。
---	----	-----	---------	---	-----	-------	---	-------

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十七年まで実施された建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)

又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)

とするものに合格した者についての改正後の第七条の三の規定の適用については、同条第二号の表解体工事業の項第一号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事業に關し必要な知識及び技術又は技能に關する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事業に關し一年以上実務の経験を有するもの」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで(第十八条の三の二第二項第五号、第十八条の三の四第二項第五号及び第十八条の三の六第七号を除く。)

の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の三の二第一項 前条第二項第二号の登録

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第 号。以下「改正規則」)

<p>第十八条の三の二第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の三の三第三号、第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで、第十八条の</p>		
<p>登録基幹技能者講習事務</p>	<p>登録基幹技能者講習の</p>	
<p>登録解体工事講習事務</p>	<p>う。）の</p> <p>（以下「登録解体工事講習」という。）の</p>	<p>項第一号の登録</p> <p>解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたもの</p> <p>七条の三第二号の表解体工事業の</p> <p>定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の</p> <p>という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の</p>

<p>第十八条の三の二第二項及び第三項第六号</p>	<p>第十八条の三の二第二項</p>	<p>三の六（見出しを含む。） 第十八条の三の八、第十八条の三の九（見出しを含む。） 第十八条の三の十二、第十八条の三の十三、第十八条の三の十四第三項、第十八条の三の十五並びに第十八条の三の十六第四号</p>
<p>第十八条の三の四</p>	<p>登録基幹技能者講習事務申請者</p>	<p>前条第二項第二号の登録</p>
<p>改正規則附則第二条第二項において</p>	<p>登録解体工事講習事務申請者</p>	<p>改正規則附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録</p>

第一号	第十八条の三の二第二項 第四号及び第三項第四号 並びに第十八条の三の八 第六号	登録基幹技能者講習委員	て準用する第十八条の三の四
第十八条の三の二第二項 第四号	第十八条の三の四第一項第二号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号
第十八条の三の二第三項 第四号	第十八条の三の四第一項第二号イ 又はロ	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ
第十八条の三の二第三項 第六号	次条各号	改正規則附則第二条第二項において準用する次条各号	改正規則附則第二条第二項において準用する次条各号
第十八条の三の三、第十 八条の三の四第二項、第 十八条の三の五第一項、	第十八条の三第二項第二号の登録	改正規則附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項	改正規則附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項

<p>第十八条の三の十三第六号、第十八条の三の十六第一号</p>	<p>第十八条の三の三第二号、第十八条の三の十六第四号</p>	<p>第十八条の三の十三</p>	<p>第十八条の三の二</p>	<p>第十八条の三の六第三号</p>	<p>二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるもので</p>
<p>第一号の登録</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十三</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の二</p>	<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号</p>	<p>二 次のいずれかに該当する者が講師として登録解体工事講習事務に従事するものであること。 イ 解体工事の監理技術者と</p>	

<p>第十八条の三の四第二項</p>	
<p>登録基幹技能者講習登録簿</p>	<p>あること。</p> <p>イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の種目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者</p> <p>ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>
<p>登録解体工事講習登録簿</p>	<p>なつた経験を有する者</p> <p>ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他登録解体工事講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録解体工事講習に関する科目の研究により博士の学位を授与された者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>

<p>第十八条の三の四第二項 第二号及び第十八条の三 の六から第十八条の三の 十五まで</p>	<p>第十八条の三の六</p>	<p>登録基幹技能者講習実施機関</p>	<p>第十八条の三の四第一項各号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 730 464 943"> <p>科目</p> </td> <td data-bbox="148 730 384 943"> <p>基幹技能 一般知識 に関する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 943 464 1344"> <p>内容</p> </td> <td data-bbox="148 943 384 1344"> <p>工事現場における基 幹的な役割及び当該 役割を担うために必</p> </td> </tr> </table> <p>三 講義は、次の表の上欄に掲 げる科目に応じ、それぞれ同 表の下欄に掲げる内容につい て、合計十時間以上行うこと 。</p>	<p>科目</p>	<p>基幹技能 一般知識 に関する</p>	<p>内容</p>	<p>工事現場における基 幹的な役割及び当該 役割を担うために必</p>
<p>科目</p>	<p>基幹技能 一般知識 に関する</p>							
<p>内容</p>	<p>工事現場における基 幹的な役割及び当該 役割を担うために必</p>							
<p>登録解体工事講習実施機関</p>	<p>改正規則附則第二条第二項におい て準用する第十八条の三の四第一 項各号</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 1406 464 1597"> <p>科目</p> </td> <td data-bbox="148 1406 384 1597"> <p>解体工事 の関係法 令に関する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1597 464 1998"> <p>内容</p> </td> <td data-bbox="148 1597 384 1998"> <p>廃棄物の処理及び清 掃に関する法律（昭 和四十五年法律第百</p> </td> </tr> </table> <p>三 講義は、次の表の上欄に掲 げる科目に応じ、それぞれ同 表の下欄に掲げる内容につい て、合計三・五時間以上行う こと。</p>	<p>科目</p>	<p>解体工事 の関係法 令に関する</p>	<p>内容</p>	<p>廃棄物の処理及び清 掃に関する法律（昭 和四十五年法律第百</p>		
<p>科目</p>	<p>解体工事 の関係法 令に関する</p>							
<p>内容</p>	<p>廃棄物の処理及び清 掃に関する法律（昭 和四十五年法律第百</p>							

科目	要な技能に関する事項	基幹技能 関係法令 に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	建設工事 の施工管 理、工程 管理、資 材管理そ 他の技 術上の管 理に關 する科 目	イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項 ハ 資材管理に関する事項 ニ 原価管理に関する事項 ホ 品質管理に関する事項
----	------------	------------------------	----------------------	--	--

る科目	三十七号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)その他関係法令に関する事項	解体工事 の工法に 関する科 目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	解体工事 の実務に 関する科 目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
-----	---	---------------------------	---------------------------------------	---------------------------	----------------------

<p>第十八条の三の七</p>	<p>第十八条の三の六第八号、第十八条の三の八第九号及び第十八条の三の十</p>	<p>第十八条の三の六第八号</p>		
<p>第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで</p>		<p>別記様式第三十号</p>	<p>登録基幹技能者講習修了証</p>	<p>へ 安全管理に関する事項</p>
<p>改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで</p>		<p>改正規則附則様式</p>	<p>登録解体工事講習修了証</p>	<p>六 試験は、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。</p>

第十八条の三の八第三号	登録基幹技能者講習の	登録解体工事講習の
第十八条の三の八第四号及び第五号並びに第十八条の三の十四第四項第一号及び第二号	登録基幹技能者講習	登録解体工事講習
第十八条の三の八第七号	登録基幹技能者講習試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項	登録解体工事講習に用いる教材の作成に関する事項
第十八条の三の八第八号	終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項	試験の方法に関する事項
第十八条の三の八第十三号	第十八条の三の十四第三項	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十四第三項
第十八条の三の十第二項及び第十八条の三の十四	登録基幹技能者講習を	登録解体工事講習を

号	第十八条の三の十三第四	前二条	て準用する前二条
号	第十八条の三の十三第三	第十八条の三の十第二項各号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十第二項各号
号	第十八条の三の十三第二	第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七
号	第十八条の三の十三第一	第十八条の三の三第一号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の三第一号
	第十八条の三の十二	第十八条の三の六	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六
	第十八条の三の十一	登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項	登録解体工事講習が改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項
第四項			

第十八条の三の十三第五号	第十八条の三の十五	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十五
第十八条の三の十四第一項	登録基幹技能者講習に	登録解体工事講習に
第十八条の三の十四第一項第三号	受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別	受講者の受講番号、氏名及び生年月日
第十八条の三の十六第二号	第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七
第十八条の三の十六第三号	第十八条の三の九	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の九

第三条 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者についての改正後の第七条の三の規定の適用については、当面の間、同条第二号の表解体工事業の項第二号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したものの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで（第十八条の三の六第七号を除く。）の規定を準用する。

第四条 この省令の施行の際現にとび・土木工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、平成三十三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等的以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。

登録解体工事講習修了証

(修了証番号 第 号)

氏 名

(生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第 号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

登録講習実施機関代表者 印

(登録番号 第 号)